平成２３年（フ）第２６３号
神奈川県中郡大磯町国府本郷47番地　石塚アパート106
債務者　岡田　高子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６９号
神奈川県小田原市中里５番地の５　マリナスパジオ305
債務者　權田　清光
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０４号
神奈川県平塚市虹ケ浜８番４―203号　平塚なぎさハイツ
債務者　上路　正勝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１８号
大阪府阪南市黒田52番地の28、前住所大阪府阪南市桃の木台５丁目21番地の15
債務者　山﨑　良一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
大阪府和泉市府中町５丁目３番21号
債務者　坂井美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目20―28グラン・ヴィラ2028―306号、住民票上の住所大阪府岸和田市大町４丁目18番１―609号
債務者　東野　　香
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地58棟303号
債務者　辻　江利子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
大阪府岸和田市加守町２丁目２番17号ベルトピア和泉大宮105号、前住所大阪府岸和田市上野町西27番８―402号
債務者　北口まこと
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
大阪府岸和田市春木旭町35番38号、前住所大阪府泉佐野市上町３丁目３番１―906号
債務者　堀内　雅子（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―314号
債務者　山下　光枝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
大阪府和泉市春木川町30番地の１
債務者　北坂　一敏
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
大阪府岸和田市上松町332番地の８、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野4091番地603
債務者　三浦　圭司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
大阪府泉佐野市高松東１丁目１番15号
債務者　山本ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
大阪府貝塚市津田南町26番45号
債務者　柏山　　満
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
大阪府和泉市伯太町２丁目32番28号
債務者　田村　博史
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
大阪府泉南郡熊取町長池１番11―106号
債務者　黒野　信代
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
大阪府和泉市池上町４丁目６番６号
債務者　田野尻麻菜
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係